

## 香美町住宅取得奨励金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町内で住宅を取得した者に対し、予算の範囲内で香美町が香美町住宅取得奨励金（以下「奨励金」という。）の額と同額の商品券を交付することにより、町外からの移住及び町内での定住を促進し、人口減少の抑制を図ることで、本町の活力の維持及び向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内 香美町内をいう。
- (2) 町外 香美町以外の市区町村をいう。
- (3) 転入 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第22条第1項の規定に基づく町内への転入をいう。
- (4) 転居 住基法第23条第1項の規定に基づく町内での転居をいう。
- (5) 移住 概ね2年以上継続して生活の本拠として町外に住所を有していた者、町内に転入し、居住することをいう。
- (6) 定住 町内に住所を有する者が、町内に住み続けることをいう。
- (7) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する住宅をいう。
- (8) 若者 第6条の規定による申請を行う日において、満39歳以下の者をいう。
- (9) 新築住宅 法第2条第2項に規定する住宅をいう。
- (10) 空き家バンク登録住宅 香美町空き家情報登録制度「空き家バンク」実施要綱（平成28年香美町告示第97号。以下「実施要綱」という。）第4条第2項の空き家情報登録台帳に登録された住宅で、実施要綱第12条第1項の交渉の結果、売買の契約が成立した住宅をいう。
- (11) 中古住宅 新築住宅及び空き家バンク登録住宅以外の住宅をいう。

- (12) 対象住宅の取得 平成31年4月1日以降に建設又は購入により自ら居住するため町内に住宅を取得することをいう。
- (13) 町内施工業者 建設工事を行う、町内に本店を有する法人又は町内に住所を有する個人事業者をいう。
- (14) 商品券 本町が発行する奨励金の額と同額の商品券とし、香美町商工会会員が経営する店舗等に限り使用することができるものをいう。  
(奨励金の交付対象者)

第3条 移住による交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町に転入後5年以内に対象住宅の取得を行い居住した者又は対象住宅の取得後1年以内に本町に転入した者
- (2) 取得した住宅が、共有名義の場合は、共有者全てが交付対象要件に該当すること。
- (3) 町内に住所を有する者
- (4) 香美町税条例（平成17年香美町条例第72号）第3条に規定する町税及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入に滞納がない者
- (5) 第6条の規定による申請をする日前において、本町の住宅取得に関する補助金等の交付を受けていない者
- (6) 香美町暴力団排除条例（平成24年香美町条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者

第4条 定住による交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象住宅の取得を行った者
- (2) 取得した住宅が、共有名義の場合は、共有者全てが交付対象要件に該当すること。
- (3) 町内に住所を有する者
- (4) 香美町税条例（平成17年香美町条例第72号）第3条に規定する町税及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入に滞納がない者
- (5) 第6条の規定による申請をする日前において、本町の住宅取得に関する補

助金等の交付を受けていない者

- (6) 香美町暴力団排除条例（平成24年香美町条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者

（奨励金の額）

第5条 町長は、対象住宅の取得を行った者に対し、別表に掲げる区分により、奨励金を交付する。ただし、住宅が共有名義の場合において、奨励金の交付は共有者の代表者にのみ交付するものとする。

（奨励金の交付の申請）

第6条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅を取得後1年以内に香美町住宅取得奨励金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 取得した住宅の所在地に住所を移したことが確認できる申請者（共有名義の場合は、共有者全て）の住民票
- (2) 住宅の位置図及び平面図
- (3) 住宅の取得を証する書類
- (4) 住宅の登記事項証明書
- (5) 施工業者と請負契約を締結していることを証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 移住による申請者は、前項各号に掲げる書類に、概ね2年以上継続して生活の本拠として町外に住所を有していたことを証する書類を添えなければならない。

（奨励金の交付の決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金を交付することが適当と認めたときは、香美町住宅取得奨励金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、奨励金の交付決定について、奨励金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付すことができる。

（交付決定の取消）

第8条 町長は、前条の規定により奨励金の交付の決定を行った場合において、

奨励金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨励金の交付決定を取り消し、香美町住宅取得奨励金交付決定取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) その他町長が不相当と認めたとき。

（奨励金の請求）

第9条 奨励金の交付決定を受けた者が奨励金の請求を行う場合は、香美町住宅取得奨励金請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）を町長に提出するものとする。

（奨励金の交付）

第10条 町長は、前条の規定による請求書を受理したときは、奨励金と同額の商品券を交付するものとする。

（商品券の有効期限）

第11条 商品券の有効期限は、前条の規定による商品券の交付のあった日から6か月以内の期限とする。

（奨励金の返還）

第12条 奨励金の交付決定を受けた者は、町長が奨励金の交付決定を取り消した場合において、商品券が既に交付されているときは、町長の定める期限内に、当該商品券を返還しなければならない。ただし、交付決定者が既に当該商品券を使用している場合は、使用した商品券の額に相当する額の実費を返還するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（告示の失効）

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この告示の失効の日前に交付の決定を行った商品券については、前項の規定にかかわらず、この告示の失効の日後も、なおその効力を有する。

(香美町若者定住促進住宅取得奨励金交付要綱の廃止)

4 香美町若者定住促進住宅取得奨励金交付要綱（平成18年香美町告示第86号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

5 この告示の施行前に、旧要綱の規定により交付対象となる者の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月26日告示第47号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月30日告示第130号）

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和3年9月30日告示第180号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 別表（第5条関係）

分類	条件	移住者 (転入者)	定住者 (町内居住者)
新築住宅	町内施工業者施工で かつ、取得者が若者	50万円	30万円
	上記以外	30万円	20万円
空き家バ ンク登録 住宅	取得者が若者	50万円	30万円
	上記以外	30万円	20万円

中古住宅	取得者が若者	30万円	10万円
	上記以外	10万円	